

# 中国における障害者権利 条約第12.条完全実施のため に考慮すべき課題—中 国での実証研究に基づい て

ISSUES TO BE CONSIDERED FOR THE FULL  
IMPLEMENTATION OF ARTICLE 12 IN CHINA—  
BASED ON THE EMPIRICAL RESEARCH IN CHINA

黄裔 Huang Yi

E-mail: [lw11yh@leeds.ac.uk](mailto:lw11yh@leeds.ac.uk)

# 研究の背景、課題、方法

2

## 研究の背景

- 障害者権利条約第12条に基づく締約国としての中国の義務
- 中国国内法体系における第12条の効力
  - 効力を発生させるための第一歩：国内法の改正または新法の制定によって、第12条で確認された個人の権利を国内法に反映する
- 中国における現時点での第12条の実施状況：

## 研究の課題及び方法

- 研究課題：
  - 中国において第12条を実施し、対応する国内法を改正するに当たり、考慮すべき問題は何か
- 研究方法：
  - 文献研究及び理論的比較
  - 実証研究：半構造化インタビュー及びフォーカスグループ
    - 参加者：障害者、その家族/後見人、ソーシャルワーカー、住民委員会メンバー、裁判官、弁護士

# 実証研究における基本的発見

3

- 第12条が求めるもの：
  - 障害を理由として差別的に法的能力を剥奪することを廃止する
  - 代替的意思決定の制度を廃止し、障害者の行為能力行使に対する支援提供のメカニズムを推進する
  
- 実際と法律の間の溝：
  - 精神障害者以外に、その他の障害者も完全な民事行為能力を剥奪される、または民事行為能力を行使する際に制限を受ける可能性がある。實際上、成年障害者は完全な民事行為能力を持たないと仮定されることが多い。
  - 成年障害者の完全な民事行為能力が否定されない場合であっても、後見人を指定される可能性がある。實際上、成年障害者には後見人がおり、かつその後見人は近親者である、と仮定されることが多い。
  
- 現行国内法：
  - 自己の行為を弁識できない／完全には弁識できない精神疾患患者は、民事行為能力のない者/制限民事行為能力者である。
  - 民事行為能力のない者/制限民事行為能力者の後見人は、その法定代理人である。
  
- 問題：
  - 法律以外に、障害者に代わり代替的意思決定をなすものは何か。どのような原因が、現実的に成年障害者の法的能力行使に干渉または制限を与えるのか、また、一般に障害者の家族/後見人による干渉/制限が認められる原因は何か。

# 実証研究による発見及び議論（一）

- 法律上の欠陥：現行法では、誰もが法的に平等であると認められる権利があると明確に規定されていない。
  - 個人は完全な民事行為能力者と認められる権利があるとの明確な規定がない。
  - その他の社会主体が個人の法的人格を尊重・保障する上で果たすべき義務に関する規定がない。
  - いかなる状況下で、他人の法的能力行使に干渉／制限を加えた場合に権利侵害を構成するかについて、規定がない。個人がその法的能力行使に当たり、不当な干渉または制限を受けた場合、法的救済を得にくい。
  
- 実際の効果：
  - 障害者が法的能力を行使する行為に対し差別的干渉/制限を加えた場合、必ずしも障害者の権利への侵害を構成するとは限らず、また、必ずしも法的責任を負うべきであるとも限らない。
  - 障害者は権利意識が欠如しており、法的救済を得る手だても少ない。
  - 行為能力：誰もが享受する権利なのか、それとも障害者を排除する基準なのか。

# 実証研究による発見及び議論（一）

## □ 法改正の方向性

- 法律は条文設定において、誰もが法の前では平等と認められる権利があり、誰もが自らの意思でその法的能力を行使できる権利がある、と明確に規定すべきである。
  - 法的能力行使時に支援を得る権利を含む。
  - 障害者は、必要な支援に関して協議し、かつこれに基づいて具体的支援方式を決定する権利を有する。いかなる形式であっても障害者の認知能力関連の評価に基づいて、障害者に必要な支援を決めてはならない。
  
- 法律では、権利に対応して、その他の社会主体の義務を明確にすべきである。
  - 障害者の自主的意思決定に対し、不当な干渉または制限を行ってはならない。
  - 障害者の法的能力行使を支援するため積極的措置を講じ、かつ、具体的支援措置や支援方式等については障害者と協議する。
  
- 法律では、権利侵害の法的責任及びこれに対応する救済手続きと措置を明確にすべきである。
  - 障害者の法的能力行使に干渉または制限を加える行為は権利侵害を構成する、と明確に規定すべきである。
  - 障害者の法的能力行使に当たり適切な支援を提供するために積極的措置を採らなかった場合も権利侵害を構成する、と明確に規定すべきである。
  - 明確な法的メカニズムを構築し、障害者が行為能力を行使する際に干渉または制限を加えられた場合、どのような方式で法的救済を求めるのかを明確に規定すべきである。

# 実証研究による発見及び議論 (二)

- 認知能力は、行為能力が否定される唯一/直接の要素とは限らない
  - 裁判所に行為能力がないと宣告された精神障害者でも、実際には法的能力を行使し自ら意思決定を行うことができる
    - 「自分は銀行口座を持っているし、ネットショッピングもできる。通常、家族の世話になることもない。他人も私の病気を知らない。だから、裁判所に宣告されても特に影響はない」(インタビュー回答者In021DP、男性、37歳、精神障害、行為能力がない者との宣告を受けている)
  - 身体または感覚障害者は法律上完全な民事行為能力者と認められるべきであるが、実際には行為能力がない者とされ、自己による意思決定が制限される。
    - 「私の娘には視覚障害があり、結婚登記の際、親もついてくるよう求められた。さもなければ、登記させないとのことだった。私は不思議に思った。娘は目が見えないが、結婚を自分で決めることができる。なぜ、親が側にいないと登記できないのか」(フォーカスグループ3、FG012GF、女性、娘が視覚障害者)
    - 「…営業許可証の手続きに手話通訳を連れて行ったが、役所の責任者は手話通訳を理解できないからだめだ、万一問題が起きたら役所が責任を取らなければならない、後見人を連れて来ないと手続きしない、と言った。私が後見人はいないと述べたら、その責任者は、誰か親戚を連れて来なさい、親戚が後見人だと言った」。 (インタビュー回答者In009DP、女性、聴覚障害)

# 実証研究による発見及び議論 (二)

- 障害者の法的能力行使に干渉する動機：リスクと責任の回避
  - 障害者がその行為に責任を持たず、障害者に自分で行為を実施させればリスクをもたらすと懸念。
  - 實際上、障害者が自らの意思決定に責任を持たず、他人に傷害や損害を与える状況が確かに存在する。
  - リスクと責任に対する懸念はさまざまな要素に基づいている。例えば、障害者の認知能力、コミュニケーション能力、財力、社会的地位等。
  - 障害者に対する社会固有の偏見、及び、既存の構造的不平等（一部障害者は既存の構造的不平等が原因で教育や就業の機会が得られず、社会の底辺層で生活している）
  
- 法改正の方向性及び考慮すべき問題
  - 認知能力または意思能力の欠陥を、個人の法的能力を剥奪/制限する合法的理由としてはならない。
  - 障害者の法的能力行使権を保障するに際しては、障害者の行為または意思決定が、他人の権利または利益に対し救済不能の侵害をもたらさないよう保証する法的メカニズムが必要。
    - 今までの法律における取引の安全及び第三者の利益を保護するという立法目的もおろそかにしてはならない
  - 障害者の法的能力行使が既存の社会偏見と構造的不平等の影響を受ける可能性が存在する。法律はこうした偏見と不平等をいかに処理すべきか。

# 実証研究による発見及び議論 (三)

## □ 道徳的義務に基づく後見人の役割

- 大部分の障害者の家族は自らを後見人と考え、実際上も後見人の役割を果たしている
  - 「私は母親だから、当然自分が息子の後見人に決まっている。他に何か特別な手続きが必要なのか。(フォーカスグループ1、FG001GN、息子が知的障害者)
  - 「これは私の子どもだから、自分が責任を負う。裁判所が他の後見人を指定したとしても、真の後見人は私だけだ」。(フォーカスグループ4、FG018GF、息子は自閉症スペクトラム)
- 大部分の障害者は、家族が後見人の役割を演じることを内心認めており、家族が最もよく自分を理解しており、最も信頼できると考えている。
- その他の社会主体も、障害者家族の後見人としての地位を認めている。

## □ 監督が難しい後見人の役割

- 家族/後見人は大きな権力を持っているが、同時に大きな責任も負っている。権力と責任はすべて法律で規定できるわけではなく、法の枠組みの中で監督することも難しい。
- 障害者は、家族が自分の意思決定に干渉すると意識しているが、さまざまな理由により、こうした干渉に「従う」ことを選択する。
  - 「母は私の世話で大変だから、これをしてはいけないと言われた時、自分では不満でも、やはり母の言うとおりにする」。(インタビュー回答者In003DP、女性、25歳、知的障害)
  - 「どうであろうと家族を裁判所に訴えることなどありえない、家族だから。この気持ちは何より大切」。(インタビュー回答者In013DP、男性、精神障害)



# 実証研究による発見及び議論 (三)

- 家族のつながりと後見制度のジレンマ
  - 障害者の家族が後見人の役割を果たしている時には、後見制度を完全に法的枠組みに収めることは難しい。また、家長制による代替的意思決定を完全に脱却すること、及び、後見人が後見権を濫用していないか効果的に監督することも、非常に困難である。
  - 大部分の障害者は、家族が最もよく自分を理解しており、信頼できると考えている。従って、もし、家族を障害者支援体系から排除したら、そうした支援体系は、障害者の意思にはそぐわないものになるであろう。
  - 仮に、第12条が求める支援付き意思決定制度が現在の後見制度に取って代わったとしても、実際には同様のジレンマが残される。
  
- 法改正時に考慮すべき問題
  - 支援付き意思決定の法制度を構築しようとする時、考慮すべきは、障害者、障害者の家族及びその他の社会主体が実際に利用し、受け入れる法制度をいかに制定すべきかということであって、障害者の家族が道徳的義務から後見人の役割を果たすことを引き続き認めることではない。
  - 支援付き自主的意思決定には多様な支援者が存在し得る。よって、支援体系全体における障害者家族の役割、権力、責任をうまくバランスさせるよう、特に注意しなければならない。

# 実証研究による発見及び議論（四）

- 家庭外の社会的支援体系が欠けている、社会ネットワークが単一的
  - 実際には、障害者の家庭が障害者に対するほぼすべての責任と義務を担っている。経済的援助と若干の福祉政策はあるものの、障害者の家庭はその他の支援を得ることが難しい。
    - 障害者の家族は、有効な支援を得られないため、法定手続きによって正式な後見人となることを望まない。
      - 「法律に決めてもらう必要はない。子どもの生活と行動に対するすべての責任は親である自分にある。裁判所で正式後見人として登記して何の意味があるのか。責任は自分にある。裁判所登記には何のメリットもない」。（フォーカスグループ2、FG007GN、女性、息子が知的障害者）
    - 重すぎる家庭の負担が、結局、障害者への制限に変わっていく。
  - 障害者本人とその家庭は、みな外部からの支援を望んでいる。
  - 現状として、障害者に支援を提供するサービスが一部存在する。例えば、ソーシャルワーカーの専門サービス等。
  - 法律の欠如が社会支援推進への障害となっており、外部支援者は障害者が法的効力のある決定を行う上での支援を行うことが非常に困難である。
    - 現行法には、障害者の家族以外のその他の社会主体が支援者になれるか否かについて規定がなく、支援者の権利、義務、責任についても明確にしていない。
    - 障害者の家族は、外部支援者との間で相互信頼関係を作りにくい。
    - その他の社会主体は、外部支援者の地位及び障害者が外部支援者の支援のもとで行った意思決定を認めがらない。
    - ソーシャルワーカーのような潜在的支援者も、明確な法的地位と法的保護が欠けているため、支援しようという意思が低下する。

# 実証研究による発見及び議論（四）

- 障害者には単一的な社会ネットワークしかない
  - 障害者は一人または数人（ほとんどは家族）の世話、支援しか受けられず、その数少ない支援者が権力を濫用し障害者の権利を侵害しても、他人の助けを得たり救済を求めたりすることが非常に困難。
  - 長期にわたり形成された依存関係により、障害者にはその他の選択がなくなってしまう。
  - 数少ない世話をする人/支援者が能力を喪失した場合、障害者はさらに孤立無援の状況に陥ってしまう
  
- 法改正の方向性
  - 「一人の支援者」というそもそもの状態を打破する
    - 法律によって多元的支援付き意思決定制度の可用性（availability and accessibility）を明確にする。
    - 支援付き意思決定制度は、多元的かつ柔軟で持続可能な社会関係ネットワークのもとで構築されるべきである。
    - 多元的支援ネットワーク自体が、一部支援者の権力濫用を防止できる。
  - 各種支援者の法的地位を法的にはっきりと認め、その権利、義務を明確にする。
    - 個人は法の前では平等であると認められる権利を有している。法律もこれに基づき、さまざまな社会主体には、来たりうる障害者のために、それが法的能力を行使する際に支援を提供する潜在的義務があることを明確にするべきである。
  - 異なる支援者ごとに、どのような方式と手続きに基づいて責任分担を決めるべきかを明確にする。

# まとめ

## 第12条が求めるもの

- 障害を理由として差別的に法的能力を剥奪することを廃止する

## 国内法改正

- 法の前では誰もが平等と認められる権利があることを、法的に明確にする。
  - 法的能力行使の権利を有する
  - 法的能力行使時に支援を得る権利を有する
  - 協議を通じて支援に対する自らの要望を表明し、その要望と意思に基づいて支援を得る権利を有する
- 個人の権利に基づき、対応する社会主体が果たすべき義務を明確にする
  - 任意に又は差別的に障害者の法的能力行使に干渉しない義務を有する
  - 障害者の法的能力行使に支援を提供する義務を有する
- いかなる状況において、障害者が法の前では平等と認められる権利に対する侵害を構成するか、及び、これに対応する権利侵害責任を明確にする
- 取引の安全及び第三者利益を保障する法的メカニズム
- 障害者が法的能力行使の際に差別または干渉を受けた場合、法的救済を得られることを保障する

# まとめ

## 第12条が求めるもの

- 代替的意思決定の制度を廃止し、障害者の行為能力行使に対する支援提供のメカニズムを推進する

## 国内法改正

- 法律上、既存の成年後見制度を、第12条が求める支援付き意思決定メカニズムに替える
- 支援付き意思決定メカニズムは、多元的かつ柔軟で持続可能な社会ネットワークのもとで構築されなければならないこと、一人または数人の能力に頼るものではないことを明確にする
- 障害者支援者の法的地位、権利、義務、責任、及び複数の支援者間の責任分担方式を法的に明確にする
- 障害者が支援を得られない時、または支援者が権利を濫用した時に対応する法的監督メカニズム及び救済方策がなくてはならない。法的監督メカニズム及び救済方策は多様であるべきである。